

## SPAN パラメーターの取扱い

平成 20 年 6 月 23 日改正

平成 20 年 6 月 30 日適用

株式会社日本証券クリアリング機構

項 目	内 容	備 考
目的等	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社は、本取扱いにより、SPAN により証拠金を計算するために必要な変数等（以下「SPAN パラメーターという。」）について定める。</li> </ul>	
定期的に見直しを行う SPAN パラメーター  1 プライス・スキャンレンジ	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社は、原則として商品グループごとに以下の SPAN パラメーターを定めることとし、毎週第 1 営業日に SPAN パラメーターの見直しを行い、清算参加者に通知する。変更が必要と認められる場合には、通知日の翌週の第 1 営業日に SPAN パラメーターの全部又は一部を変更する。</li> </ul> <p style="text-align: center;">ただし、有価証券オプションの対象有価証券に株式分割等が行われる場合又は市場の状況が急変した場合等で当社が特に必要と認めるときは、以下の SPAN パラメーターの全部又は一部を変更するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>プライス・スキャンレンジは、基準日（毎週最終営業日とする。以下同じ。）までの 24 週間における各商品グループの原資産の日々の価格変動幅のうち、すべての取引日の 99% の日をカバーできる価格変動幅の中で最小の数値（原資産が指数の場合は、当該商品グループに属する先物取引の呼値の単位に満たない数値を呼値の単位に切り上げる。また、TOPIX グループについては、3 ポイントの整数倍となるように切り上げる。）に X 円を乗じて得た額とする。</li> </ul> <p style="text-align: center;">ただし、当該額が市場の状況等を勘案して適当でないと認められる場合又はオプション対象有価証券の新規上場日からオプション対象有価証券の選定日までの期間が 24 週間に満たない場合等には、当社がその都度定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在休止中の取引については、SPAN パラメーターを定めない。</li> <li>商品グループとは、原資産が同一の先物・オプション取引の銘柄で構成されるグループをいう。</li> <li>価格変動幅とは、当日の原資産の終値と前日（休業日に当たるときは順次繰り上げる。）の原資産の終値の差の絶対値をいう。</li> <li>X は、TOPIX グループ、東証電気機器株価指数グループ及び東証銀行業株価指数グループについては 10,000、TOPIX Core30 グループ及び東証 REIT 指数グループについては 1,000、中期国債グループ及び長期国債グループについては 1,000,000、各有価証券グループについては対象有価証券の売買単位とする。以下同じ。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
<p>2 ボラティリティ・スキャンレンジ</p>	<p>(注) 各商品における原資産及び原資産の終値は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指数先物取引及び指数オプション取引 <ul style="list-style-type: none"> <li>(原資産) 指数</li> <li>(原資産の終値) 最終指数</li> </ul> </li> <li>・ 国債証券先物取引及び国債証券先物オプション取引 <ul style="list-style-type: none"> <li>(原資産) 先物中心限月</li> <li>(原資産の終値) 先物中心限月の清算値段</li> </ul> </li> <li>・ 有価証券オプション取引 <ul style="list-style-type: none"> <li>(原資産) 有価証券オプション取引対象有価証券</li> <li>(原資産の終値) 対象有価証券の最終値段</li> </ul> </li> </ul> <p>・ ボラティリティ・スキャンレンジは、基準日までの 24 週間における当該商品グループの日々のボラティリティの変動幅のうち、すべての取引日の 99%の日をカバーできるボラティリティの変動幅の中で最小の数値(小数点第 3 位四捨五入。)とする。</p> <p>ただし、当該数値が市場の状況等を勘案して適当でないと認められる場合又はオプション対象有価証券の選定日までの期間のボラティリティが 24 週間分算出できない場合等には、当社がその都度定める。</p> <p>(注) ボラティリティ・スキャンレンジの算出に用いられるボラティリティとは、商品グループごとに、次の各号に掲げる方法によって算出する数値をいう。</p> <p>オプション取引のすべての限月取引における各銘柄のインプライド・ボラティリティを算出し(小数点第 3 位四捨五入。以下ボラティリティの計算について同じ。)当該銘柄の取引数量により加重平均(当社が適当でないと認める銘柄を除く。)した数値を採用する。</p> <p>において算出されたインプライド・ボラティリティを用いることが適当で</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国債先物取引に関しては、中心限月は、原則として立会における期先限月の取引高が期近限月の取引高を上回った場合に、その翌取引日から期先限月に交代するものとする。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
<p>3 1 ネット・デルタ当たりの商品内スプレッド割増額</p>	<p>ないと当社が認めた場合は、原資産のヒストリカル・ボラティリティ（当日を含む過去 20 日間（休業日を除く）の変動率）を採用する。          において算出されたヒストリカル・ボラティリティを用いることが適当でないと当社が認めた場合は、当社がその都度定める。</p> <p>・ 1 ネット・デルタ当たりの商品内スプレッド割増額は、基準日までの 24 週間における日々の当該商品グループに属する先物取引の限月取引間の価格差のうち、当該期間のすべての取引日の 99% の日をカバーできる価格差の中で最小の数値に X 円を乗じて得た額とする。</p> <p>ただし、当該額が市場の状況等を勘案して適当でないと認められる場合又は新商品が上場される場合には、当社がその都度定める。</p> <p>(注) 先物取引の限月取引間の価格差とは、「直近限月取引の清算指数の変動幅」と「第 2 限月取引の清算指数の変動幅」の差の絶対値をいう。</p>	<p>・ 有価証券オプション取引については、商品内スプレッド割増額の計算は行わないものとする。</p> <p>・ 清算指数の変動幅とは、当該限月取引の当日の清算指数と前日の清算指数の差をいう。ただし、国債証券先物取引については、清算指数を清算値段と読替えることとする。</p>
<p>4 商品間デルタ / スプレッド比率</p>	<p>・ 当社が割引を認める商品間スプレッドに係る商品間デルタ / スプレッド比率は、以下のとおり定めるものとする。</p> <p>商品間スプレッドを形成する一方の商品グループの原資産の終値に X 円を乗じて得た額と他方の商品グループの原資産の終値に X 円を乗じて得た額について、それぞれ基準日までの 24 週間における相関関係について最小二乗法により推定量（小数点第 3 位四捨五入。）を算出する。          において算出した推定量 を勘案して商品間デルタ / スプレッド比率を定める。</p> <p>ただし、当該数値が市場の状況等を勘案して適当でないと認められる場合又は新商品が上場される場合には、当社がその都度定める。</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>5 商品間スプレッド・クレジット・レート</p>	<p>・ 当社が割引を認める商品間スプレッドにおける商品間スプレッド・クレジット・レートは、以下のとおり定めるものとする。</p> <p>基準日までの 24 週間について、1 組の商品間スプレッドを形成するポートフォリオの日々の計算上の損益額の絶対値を算出する。</p> <p>ただし、商品間デルタ / スプレッド比率が 1 : 1 でない場合に、商品間デルタ / スプレッド比率が大きい方の商品グループの原資産を当該比率で調整することとする。</p> <p>で算出した数値のうち、当該期間のすべての取引日の 99% の日をカバーできる数値の中で最小の数値を求める。</p> <p>で求めた数値を各商品グループのプライス・スキャンレンジの合計額で除し、当該除して得た数値を 1 から差し引いて得た数値（小数点第 3 位切捨て。）を当該商品間スプレッドに係る商品間スプレッド・クレジット・レートとする。</p> <p>ただし、商品間デルタ / スプレッド比率が 1 : 1 でない場合に各商品グループのプライス・スキャンレンジの合計額を算出するときは、商品間デルタ / スプレッド比率が大きい方の商品グループのプライス・スキャンレンジを当該比率で調整することとする。</p> <p>ただし、当該数値が市場の状況等を勘案して適当でない認められる場合又は新商品が上場される場合には、当社がその都度定める。</p>	<p>・ 「計算上の損益額」とは、一方の商品グループの原資産を 1 単位（各指数グループ及び各国債グループの場合は、計算上、対象となる原資産に X 円を乗じて得た額を 1 単位とする。以下同じ。）売り建て、かつ、他方の商品グループの原資産を 1 単位買い建てていた場合における計算上の損益額をいう。</p>

項 目	内 容	備 考
6 売オプション1単位当たりの最低証拠金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売オプション 1 単位当たりの最低証拠金額は、当該商品グループのプライス・スキャンレンジの 2.5% に相当する額（円位未満四捨五入。）とする。</li> </ul>	
<p>その他の SPAN パラメーター</p> <p>1 デルタ・ウェイト</p> <p>2 スキャンリスクのシナリオ 15 及び 16 に関する変数</p> <p>3 ティア</p> <p>4 商品内デルタ / スプレッド比率</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社は、 で定めるもののほか、以下の SPAN パラメーターを定めるものとする。以下の SPAN パラメーターについては定期的な見直しを行わないこととするが、当社が必要と認める場合には全部又は一部の変更を行うものとする。</li> <li>・ すべての商品グループに係るデルタ・ウェイトは以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>シナリオ 1 及び 2 は、0.135</li> <li>シナリオ 3、4、5 及び 6 は、0.1085</li> <li>シナリオ 7、8、9 及び 10 は、0.0555</li> <li>シナリオ 11、12、13 及び 14 は、0.0185</li> </ul> </li> <li>・ スキャンリスク額を算出する場合における 16 通りのシナリオ中、シナリオ 15 及び 16 に関しては、原資産価格が「3 倍」変動し、ボラティリティが不変の場合の当該銘柄の予想損益額の「30%」の額を計算するものとする。</li> <li>・ すべての商品グループについて、ティアを設定しないこととする。</li> <li>・ すべての銘柄について、商品内デルタ / スプレッド比率は 1 : 1 とする。</li> </ul>	

項 目	内 容	備 考
<p>5 1 ネット・デルタ当たりの最終決済証拠金額</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最終決済証拠金額の割増計算については、すべての商品に対して行わない。</li> </ul>	
<p>6 当社が割引を認める商品間スプレッド並びに割引額の計算における処理順位</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商品グループ間割引については、以下のとおりとする。</li> <li>1 . 国債グループ群については、長期国債グループと中期国債グループとの間において商品グループ間割引を認めることとする。</li> <li>2 . 指数グループ群については、TOPIX グループ、TOPIX Core 30 グループ、東証電気機器株価指数グループ及び東証銀行業株価指数グループにつき、相互に商品グループ間割引を認めることとし、当該計算における計算上の優先順位は、以下のとおりとする。</li> </ul> <p style="margin-left: 40px;">TOPIX グループ、東証電気機器株価指数グループ  TOPIX グループ、東証銀行業株価指数グループ  TOPIX グループ、TOPIX Core30 グループ  TOPIX Core30 グループ、東証電気機器株価指数グループ  TOPIX Core30 グループ、東証銀行業株価指数グループ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (商品)グループ群とは、原資産が共通の性質を有する商品グループの集合をいう。</li> <li>・ 東証 REIT 指数グループについては、当面の間、他の商品グループとの割引は認めないものとする。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
7 デルタ・スケーリング係数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ミニ TOPIX 先物取引を除く全ての商品について、デルタ・スケーリング係数を 1 とする。</li> <li>・ ミニ TOPIX 先物取引について、デルタ・スケーリング係数を 0.1 とする。</li> </ul>	
8 当初 / 維持証拠金調整比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ すべての商品又はアカウント・タイプ（ヘッジャー、スペキュレーター、会員）についての当初 / 維持証拠金調整比率を 1 とする。</li> </ul>	
9 アカウント・タイプごとの調整係数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アカウント・タイプごとの調整係数は、すべて 1 とする。</li> </ul>	
その他 SPAN パラメーター 変更の公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社は、SPAN パラメーターの全部又は一部を変更する場合には、当該変更前にその内容を公表する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SPAN パラメーターの変更に関する公表は、当社ホームページへの掲載等により行う。</li> </ul>

(注) SPAN<sup>®</sup>とは、Chicago Mercantile Exchange (CME) に登録された商標であり、当社はその使用を許諾されている。CME は、いかなる者もしくは団体による SPAN<sup>®</sup>の使用について一切の責任を負わない。